

令和6年度
P T A 総会
部活動後援会総会

日 時 令和6年4月20日(土)

書面による総会

布佐中学校PTA・部活動後援会

総会次第（書面による）

1. 報告

(1) 令和5年度 PTA活動報告

(2) 令和5年度 部活動報告

2. 議事

議案(1) 令和5年度 PTA会計決算報告・PTA積立金収支決算報告及び
会計監査報告に関する件

議案(2) 令和6年度 PTA活動方針及び主要活動案に関する件

議案(3) 令和6年度 PTA会計予算案に関する件

議案(4) 令和5年度 部活動後援会会計決算報告及び会計監査報告に関する件

議案(5) 令和6年度 部活動後援会会計予算案に関する件

議案(6) 令和6年度 PTA役員承認の件

令和5年度PTA主な年間活動内容

学校行事			活動内容	参加者	
				本部役員	学年委員
入学式	4/11	火	布佐Tシャツ販売についての手紙配布	書記	
	4/14	金	布佐Tシャツ申込締め切り		
	4/18	火	布佐Tシャツ集計作業	○	
授業参観	4/22	土	PTA総会（メールで開催）	○	
			（合同委員会開催の連絡）	（書記）	
部活動保護者会	5/10	水	合同委員会	○	○
			布佐Tシャツ仕分け作業	○	
歌声交歓会	7/4	火	第1回美化活動 （PTA会議室・地域ルーム清掃）	○	○
終業式	7/20	木	第1回運営委員会開催の手紙配布	書記	
	8/		PTAバレーボール市内交流会	（会計）	○
	8/26	土	第2回美化活動（中止）	○	○
			第1回運営委員会(体育祭について)	○	○
			第2回運営委員会開催の手紙配布	書記	
体育祭	9/9	土	体育祭		
	10/26		第2回運営委員会(合唱祭について)	○	○
	10/		次年度役員選出の手紙配布	書記	
合唱祭	11/16	木	合唱祭（受付・誘導）	○	○
			次年度役員選考委員会	○	
授業参観	12/13	水	第3回美化活動（落ち葉）	○	○
	3/6		第3回運営委員会	○	○
			次年度役員への引き継ぎ		
	4/		次年度PTA総会の資料作成	○	

部活動報告

各運動部が主に下記の大会に参加をした。

- ・ 我孫子市小中学校体育連盟主催の大会に参加
我孫子市内大会
我孫子市内新人大会
我孫子市内 1 年生大会
我孫子市内 1・2 年生大会
- ・ 葛南小中学校体育連盟主催の大会に参加
葛南地区中学校総合体育大会
葛南地区中学校新人大会
- ・ 東葛飾地方中学校駅伝競走大会参加

文化部

- ・ 吹奏楽部は、千葉県吹奏楽コンクールをはじめ
布佐地区においてもコンサートを実施
- ・ 美術部は、多くのコンクールに応募、
布佐地区の作品展に出品

議事

(議案第1号)

令和5年度PTA会計決算報告

1. 歳入の部

(単位：円)

種別	予算額	決算額	比較	摘要
会費	707,000	676,360	△ 30,640	¥3,500×202名分
繰越金	440,433	440,433	0	
雑収入	0	2	2	利息
合計	1,147,433	1,116,795	△ 30,638	

2. 歳出の部

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較	摘要	
運営費	会議費	1,000	0	1,000	運営委員会
	旅費	5,000	0	5,000	銚子駅伝応援
	事務局費	4,000	783	3,217	消耗品・文具
活動費	学年活動費	80,000	23,576	56,424	講習会・草取り
	行事費	25,000	0	25,000	体育祭・卒業式・入学式
	環境整備費	140,000	149,494	△ 9,494	学校環境整備
	諸費	120,000	105,291	14,709	卒業記念品
	負担金	80,000	27,358	52,642	我P連会費・団体補償加入費
	生徒活動費	300,000	374,011	△ 74,011	布佐タイム・授業用具
	慶弔費	35,000	15,400	19,600	辞校式花代
予備費	357,433	306,682	50,751	環境整備用品・生徒活動費	
合計	1,147,433	1,002,595	144,838		

3. 収支決算

(単位：円)

歳入総額	歳出総額	残高
1,116,795	1,002,595	114,200

残金114,200円は令和6年度に繰越します。

令和5年度PTA積立金収支決算報告書

1. 収入の部

種別	収入金額
前年度繰越金	¥268,453
布佐Tシャツ	¥487,200
利息	¥2
合計	¥755,655

2. 歳出の部

項目	決算額
布佐Tシャツ 紺色用版代	¥13,000
布佐Tシャツ	¥448,200
小銭入金手数料	¥550
窓口引出し手数料	¥550
合計	¥462,300

3. 収支決算

収入額	支出額	残高
¥755,655	¥462,300	¥293,355

残金293355円は令和6年に繰り越します。

以上の通り、PTA会計の決算を報告致します。

会計

小林 美佳



会計監査報告

令和6年3月28日に布佐中学校において、令和5年度のPTA会計の監査を行ったところ、その結果は下記の通りでありましたので報告致します。

記

1. 会計に関する諸帳簿の記載は正確且つ適正でありました。
2. 現金は、京葉銀行に預金されていることを確認しました。

会計監査 隈本 麻美



(議案第2号) 令和6年度 P T A活動方針と主要活動案

1. 活動方針

(1) 会員相互の研究と修養に努める。

- ・ 各種の研修会・講演会等に積極的に参加することにより教養を高め、また保護者会等にも参加し、教育方針を理解し協力する。

(2) 会員相互の親睦と交流を図る。

- ・ 親睦を兼ねた研修その他を行い、人間関係を深める。

(3) 生徒をとりまく地域社会の発展向上に努める。

2. 主な活動内容

[本部年間予定]

- ・ P T A総会 (今年度は書面にて)
- ・ 布佐中学校 入学式・卒業式列席
- ・ 我P連総会出席
- ・ 年4回P T A運営委員会開催
- ・ 我P連バレーボール大会応援
- ・ 合唱祭の協力
- ・ 辞校式列席 (花束)
- ・ P T A保険更新

[学年委員]

- ・ 我P連バレーボール大会・市民バレーボール大会への参加、練習の援助・応援
- ・ 学校だよりの『P T Aコーナー』の原稿作成
- ・ 校内草取り (夏休み⇒各学期)
- その他 (必要に応じて実行する行事)

(議案第3号)

令和6年度PTA会計予算案

1. 歳入の部

(単位：円)

種別	予算額	摘要
会費	651,000	¥3,500×186名分
繰越金	114,200	
雑収入	0	
合計	765,200	

2. 歳出の部

(単位：円)

項目	予算額	摘要	
旅費	40,000	東葛駅伝引率費(1区間4,000円×10区間)	
事務局費	4,000	事務用品	
活動費	学年活動費	学級費 学年費	
		生徒会費(委員会など)	
		バレーボール PTA美化活動代	
	行事費	10,000	体育祭 入学式 卒業式
	環境整備費	150,000	学校環境整備
	諸費	120,000	卒業記念品
	負担金	30,000	我P連会費・団体補償加入費
	生徒活動費	300,000	布佐タイム・授業用品等
	慶弔費	20,000	祝儀・香典・辞校式花代
予備費	41,200		
合計	765,200		

(議案第4号) 令和5年度部活動後援会 会計決算報告

1. 収入の部

(単位:円)

種別	予算額	決算額	比較	摘要
会費	1,164,000	1,158,000	6,000	
繰越金	465,009	465,009		
雑収入	0	1	1	
合計	1,629,009	1,623,010		

2. 支出の部

種別	予算額	決算額	比較	摘要
選手派遣費	200,000	8,220	191,780	県大会等の参加費
選手強化費	150,000	207,145	▲57,145	駅伝関係費
部活動補助費	550,000	549,972	28	各部活動の割り当て
連絡協議会	5,000	5,000	0	小中体連協賛金
負担金	200,000	144,148	55,852	登録費・大会参加費
予備費	524,009	348,901	175,108	
合計	1,629,009	1,263,386	365,647	

3. 収支決算

(単位:円)

収入総額	支出総額	残高
1,623,010	1,263,386	359,624

残高 359,624 円は令和6年度に繰越します。

以上の通り、部活動後援会会計の決算を報告致します。

令和6年3月28日 会計 森政俊 

会計監査報告

令和6年3月28日に布佐中学校において、令和5年度部活動後援会会計監査を行ったところ、その結果は、下記の通りでありましたので報告致します。

1. 会計に関する諸帳簿の記載は正確且つ適性でありました。
2. 現金は、水戸信用金庫に預金されていることを確認しました。

令和6年3月28日 会計監査 隈本麻美 

(議案第5号) 令和6年度部活動後援会会計予算案

1. 収入の部

(単位：円)

種別	予算額	摘要
会費	1,092,000	¥6,000×182名
繰越金	359,624	
雑収入	0	
合計	1,451,624	

2. 支出の部

(単位：円)

種別	予算額	摘要
選手派遣費	200,000	大会参加費等
選手強化費	150,000	駅伝合宿等
部活動補助費	550,000	各部活動割り当て
連絡協議会費	5,000	小中体連協賛金
負担金	200,000	登録料等
予備費	346,624	
合計	1,451,624	

令和6年4月1日

布佐中学校 保護者 様

我孫子市立布佐中学校
PTA会長 長 森 賢 仁

令和6年度 PTA 本部役員・部活動後援会役員について

陽春の候、皆様におかれましては、ますますのご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和6年度 PTA 本部役員及び部活動後援会役員、学年委員を下記の通りお知らせいたします。

記

会 長	比江嶋 眞友巳
副会長	関口 玲恵
副会長	福澤 麻衣
書記	矢倉 明子
会計	片岡 菜穂子
会計監査	片岡 典子

1 学年	児玉めぐみ 竹熊 裕子
2 学年	小山 清美 枝澤 由希子
3 学年	芥 明子 曾我小百合

<部活動後援会役員>

会 長	本校 PTA 会長兼務
役 員	幹事、監査、事務局

我孫子市立布佐中学校 PTA 規約

第1章 名称

第1条 この会は、我孫子市立布佐中学校（以下 本校）PTA と称し、この会の会員を以下会員とする。

第2条 この会の事務局を我孫子市立布佐中学校に置く。

第2章 目的

第3条 この会は、会員が互いに協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長と教育の向上を図り、会員相互の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3章 活動

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の行動を行う。

- (1) 学校、家庭及び地域における、生徒のより良い教育及び生活環境の整備。
- (2) 学校の教育方針に基づく民主団体としての活動。
- (3) 会員相互及び地域との親睦を築き信頼関係を深める活動。
- (4) 会員の教養を高める研修活動。その他、目的を達成するために必要な活動。

第4章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の内容を活動方針とする。

- (1) 児童、青少年の教育及び福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党に片寄る活動は行わない。
- (3) 営利を目的とする活動は行わず、いかなる営利企業の支持を行わない。
- (4) この会又は役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (5) 本校の人事及び管理には干渉しない。
- (6) 本校校長は学校運営、管理上すべての会に出席し意見を述べる事が出来るものとする。

第5章 会員

第6条 この会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。1世帯1会員。
- (2) 会員は、すべて平等の権利と義務を持つものとする。
- (3) 会員は、会費を納めるものとする。1会員 350円/月（全10回 3,500円）
会費は、学校徴収金内に含み指定口座よりの引落としによる納付とする。

- (4) 本校入学に伴い、入学生徒の保護者は入学式に会員となるものとする。
- (5) 退会は本校へ申出を行い、本校が認めた場合とする。

第6章 会計及び会計監査

第7条 この会は、総会において議決された予算に基づいて行うものとする。

- (1) この会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入によって支弁される。
- (2) この会の経理会計は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- (3) この会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わるとする。

第7章 機関

第8条 この会を運営するために、次の機関を置く。

- (1) 総会。
- (2) 運営委員会。学年委員会。選考委員会。合同委員会。

第8章 役員

第9条 この会の役員（以下役員 PTA本部）は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名（本校部活動後援会会長兼務 選考委員会委員長兼務）
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名（部活動後援会会計監査兼務）
- (5) 会計監査 2名（部活動後援会会計監査兼務 1名本校教職員）
- (6) 事務局 1名（本校教職員）

第10条 各役員は、選考委員を兼務し、学年委員を兼ねる事は出来ないとする。

第11条 役員は、総会において選出、承認されるとする。

第12条 役員任期は、1年（総会をもって）とする。ただし再任を妨げないとする。

第13条 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会で選出し、会員の承認を得て決定とする。

任期は前任者の残任期間とする。

第9章 役員の職務と選出方法

第14条 各役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。また総会、運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
- (3) 書記は、諸会議の議事及び活動事項の保管を行う。

- (4) 会計は、予算に基づく会計事務を処理し、会費及び他の活動費の出納管理を行う。
- (5) 会計監査は、年度の決算を監査し総会に報告する。必要に応じて臨時監査を行う。

第 15 条 役員の選出方法を次のとおりとする。

- (1) 次年度本部役員立候補の届出を受け、推薦者を含め、選考委員会で各役員候補者を選考する。
- (2) 選考委員会選出新役員候補は、運営委員会の信任投票により有効投票の過半数をもって選出する。

第 10 章 総会

第 16 条 総会は、全会員によって構成されるこの会の最高議決機関であり次のとおりとする。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会（書面総会含む）とし、定期総会は、年 1 回開催とする。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の 3 分の 1 以上の要求があった時に開催とする。
- (2) 総会は、事業報告、決算報告、事業計画、予算案、役員承認、規約の改廃、その他、この会の運営、目的達成の必要事項について審議、議決する。
- (3) 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議決は、出席者の過半数の賛成を要するものとする。
- (5) 総会の議事は、事前に全会員に周知させるような処置を取らなければならない。
- (6) 定期総会は、PTA 及び部活動後援会の同時開催とし、臨時総会は各単独とする。
- (7) 会員への総会招集通知は、書面、電磁的方法を用いて行うものとする。

第 11 章 運営委員会

第 17 条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は、役員、学年委員、校長、教頭、教務主任をもって構成する。
なお必要により運営委員以外の会員の出席を求める事が出来る。
- (2) 運営委員会の定足数は構成員の過半数とする。議決は出席者の過半数の賛成を要するものとする。
- (3) 運営委員会は、会長が原則 1 年 4 回招集し次の会務を行うものとする。
 1. 総会決議に基づいての会の運営を検討、調整し総会に提出する議案を審議する。
 2. この会の活動の企画立案、各行事の企画立案、各委員会の報告、提案事

- 項、計画等を審議する。
- 3. 本校の連絡事項についての報告を受け、また要望事項を審議する。
- 4. 年間計画及び予算案を立案する。

第12章 学年委員会

第18条 この会の活動に必要な事項を審議し、決定事項の実施を行うものとする。

- (1) 学年委員会は、各学年2名の学年委員を定め、3学年で6名による構成とする。
- (2) 学年委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げないとする。
- (3) 学年委員は、本部役員候補者および本規約第15章に該当しない保護者の中より毎年選出するものとする。
- (4) 学年委員の選出方法は、第19条第4項に準ずる。
- (5) 学年委員の職務は次のとおりとする。
体育祭の準備運営、美化活動、郊外パトロール
その他、本校が定める各行事への協力要請に対する協力をするものとする。

第13章 選考委員会

第19条 選考委員会は、各本部役員候補者を選考し選出とする。

- (1) 選考委員会は、選考委員長が招集し、次年度本部役員を立候補者、推薦者名簿のもとに選考し、選出するものとする。
- (2) 選考委員は、本年度役員および本校教職員をもって構成する。
- (3) 選考委員会は、役員の立候補がない場合、役員候補者を選出する。
- (4) 選考方法は別途定めるものとする。

第14章 合同委員会

第20条 合同委員会を次のとおりとする。

- (1) 合同委員会は、本部役員及び学年委員より構成され、年1回総会後に開催するものとする。

第15章 役員免除

第21条 役員免除を次のとおりとする。

- (1) 本校が役員活動を難しいと判断した場合。
- (2) 本部役員経験者は、役員免除を受ける事ができ、兄弟姉妹が入学された時も本部役員、学年委員の免除を受ける事が出来るとする。

第16章 慶弔規定

第22条 本会会員に対する慶弔規定は、本会が慶弔事実の確認の上、前例や社会通念を参考に役員会で適宣判断とする。

第17章 規約改正

第23条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は総会の1週間以上前に全会員に知らせなければならないとする。

第18章 附則

本会は、別に定める本校PTA個人情報保護方針の事項を厳守し活動を行うとする。

この規約は、令和2年4月1日より実施する。

我孫子市立布佐中学校 部活動後援会規約

第1章 総則

第1条 本会は、我孫子市立布佐中学校部活動後援会（以下 本会）と称する。

第2条 本会の事務局は、我孫子市立布佐中学校（以下 本校）におく。

第2章 目的

第3条 本会は、我孫子市立布佐中学校の部活動育成のために、後援活動を行う事を目的とする。

第4条 本会は、第3条を達成するために次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒が部活動を安全に行えるための援助活動。
- (2) 総合グラウンドの安定した使用が持続出来るための補助活動。
- (3) 本会目的達成のために必要とされる活動。

第3章 会員

第5条 本会は、次の会員を持って構成するものとする。

- (1) 本校在学生徒の保護者とし、本校 PTA 入会と同時入会とする

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 会 長 1名（本校 PTA 会長兼務）
- (2) 幹 事 9名
- (3) 監 査 2名（本校 PTA 会計及び会計監査兼務）
- (4) 事務局（会計） 1名（本校教職員）

第7条 本会会長は、本校 PTA 会長が兼務し務めるものとし、任期を1年とする。

第8条 本会幹事は、本校にて活動を行う各部の代表者1名によるものとする。
但し、活動部数の増減に伴い幹事数を増減とするものとする。

第9条 本会監査は、本校 PTA 会計と会計監査が行うものとする。

第10条 本会事務局は、本校教職員が行い本会会計を兼務し、会長不在時には代理を務めるものとする。

第11条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 本会に役員会の推薦により顧問及び相談役を置くことが出来るものとする。

第5章 役員任務

第13条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会 長 本会を代表し、会を主宰する。
- (2) 幹 事 本会の活動を行う上で必要な庶務全般を行うものとする。
- (3) 監 査 本会の活動及び会計を監査する。
- (4) 事務局 本会の会計、予算案作成、決算報告を行うものとする。

第14条 本会役員は、必要に応じ各委員会への出席をするものとする。

第6章 会計

第15条 本会は会費及び寄付金をもって経費に充てるものとする。

第16条 本会会計は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 総会・役員会

第17条 総会は、年1回行い、予算、決算の承認並びに重要事項について審議決議する。

総会は、PTA 総会と同時に開催し、定期総会と定めるものとする。

尚、必要に応じ後援会単独の臨時総会を開催出来るものとする。

第18条 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

尚、委任状をもって出席に替える事が出来るものとする。

第19条 役員会は、第4章 第6条に定める役員により会長が必要と認めたときに随時開催し、会務を処理する。

第8章 会費

第20条 会費は下記の通りとする。

在校生が1人に対し月額600円（年10回納付 計6,000円）

第21条 会費は学校徴収金内に含み指定口座よりの引落として納付する。

第22条 会費は生徒の本校部活動の有無に関係なく納付するものとする。

第9章 規定改正

第26条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事が出来るものとする。

ただし、改正案は総会の1週間以上前に全会員に知らせなければならないものとする。

第10章 附則

本会は、別紙に定める本校PTA 個人情報保護方針事項を厳守し活動を行うものとする。

この規約は、令和2年4月1日より実施する。